

データベースの使用許諾契約条件

甲：使用者

乙：許諾者 株式会社プロトコーポレーション

第一条 使用許諾

乙は、甲に対し、乙が作成する中古車オークションの落札データについてのデータベース「オークションデータ」乙が発行するクルマ情報誌グー及びグーワールドの小売データについてのデータベース「グー小売データ」乙がオークション落札データを独自で分析の上、算出した基準価格を使用しデータベース「ブルーブック」[商品名：データライン](以下、総称して「本データベース」という)の非独占的使用を次の条件で許諾した。

- ① 甲は、本データベースを甲自身の中古車売買取引以外の目的に使用してはならない。
- ② 別段の書面による合意がない限り、甲は一台の端末を通じてのみ本データベースを使用する事ができる。
- ③ 乙から書面による承諾を得た場合に限り、甲は、かかる承諾の条件に従い、①号の目的以外の目的に本データベースを使用する事ができる。但し、乙は、かかる特別な使用の承諾に対し対価を請求する事ができるものとする。

第二条 秘密保持義務

- (一) 甲及び乙は、本契約の期間中及び終了後において、本契約に基づき知り得た相手方の業務上の秘密を保持するものとし、第三者に対して洩漏または開示してはならない。
- (二) 甲は、本データベースから得たいかなる情報も、第三者及びエンドユーザー（甲の顧客）に開示してはならない。

第三条 著作権の帰属

甲が、本データベースの情報から選択してまたは体系的な構成をして、創造性を有するデータベースを作成したとき及び甲のデータベースと組み合わせる創造性を有するデータベースを作成したときは、当該データベースの二次的著作権は甲に属する。但し、甲は当該データベースの部分を構成する乙の権利を侵害してはならない。

第四条 第三者の著作権の使用許諾

本データベース内において第三者が著作権を有する情報が存ずる場合、乙は甲が本契約に定めるところに従って当該第三者の情報を使用することについて著作権の使用許諾を得る等して、適法に本データベースを使用できることを保証する。

第五条 紛争処理

- (一) 本データベースに含まれる情報が第三者の著作権を侵害する旨のクレームまたは、紛争が生じた場合には、乙の責任と費用負担において解決するものとし、甲に、何らの負担をかけたものとする。
- (二) 甲による本データベースの使用の方法に起因するクレームまたは、紛争については、甲の責任と費用負担において解決するものとし、乙に何らの負担をかけたものとする。

第六条 使用料

- (一) 甲は、乙に対して表面記載の使用料を前請求にて支払うものとする。
- (二) 前項の使用料の支払方法は、銀行振込または、自動振替とし自動振替の場合は、乙が指定する金融機関の自動振替にて、翌月分を当月六日もしくは二十三日までに支払う。但し、入会金、預かり保証金等の初期導入費用は契約時に支払うものとする。
- (三) 前項の規定にかかわらず、使用料の一括払いが合意されている場合には、甲は契約期間中の使用料全額を契約時及び契約更新時に支払うものとする。
- (四) 契約更新後の使用料の額及び支払方法については、契約更新時に甲乙協議の上で定める。
- (五) インターネットプロバイダの通信料及びNTT回線使用料は、甲が乙に支払う使用料の中には含まれないものとし、甲が別途負担するものとする。
- (六) 甲が乙と契約した端末数を越えた台数の端末で本データベースを使用する場合、別途端末台数分の使用料を支払うものとする。

第七条 預かり保証金

保証金は無利息とし、契約端末数分の使用料1カ月分に消費税相当額を加算した金額とし、本契約を終了した時点で返還するものとする。但し、甲が本契約条項に違反した場合、乙は預かり保証金を返還しなくてもよいものとする。

第八条 契約期間

契約期間は、表面記載のとおりとする。ただし、期間満了1カ月前までに甲乙いずれか一方が書面により契約更改等の通知を行わない場合は、本契約は半年間延長され、以降も同様に延長されるものとする。

第九条 解約・契約解除

- (一) 前条の期間中といえども、甲または乙は、書面による1ヶ月以上前の予告をもって本契約を解約することができる。
- (二) 甲乙いずれか一方の当事者が本契約の条項に違反したときは、各当事者は、相当期間を設けてその履行を催告し、当該期間内に前記違反が是正されないときは、本契約を解約することができる。
- (三) 各当事者は、相手方に次の各号に掲げる事由の1が生じた場合、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。
 - ① 重大な過失または背信行為があったとき
 - ② 支払の停止または仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ④ 租税公課の滞納処分を受けたとき
- (四) 本条第(二)項及び第(三)項により本契約が解除された場合、損害を被った当事者は、相手方に対して損害賠償の請求を行うことができる。

第十条 反社会的勢力の排除

- (一) 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時から本契約終了までの全ての時点において、次の各号の事項を表明し保証する。
 - ① 自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力ではないこと。
 - ② その知る限り、自らの役職者が反社会的勢力の構成員ではないこと。
 - ③ 自らが反社会的勢力に協力または関与していないこと。
- (二) 甲及び乙は、相手方について前項各号に反する事実が判明したとき、何らの催告を要せずして本契約を解除することができるものとする。その場合、本契約を解除された当事者は、解除により生じる損害等について、相手方に対し一切の請求を行わないものとする。

第十一条 その他

- (一) 甲乙ともに本契約内容を第三者に漏洩しないものとする。
- (二) 甲は、本データベースを販売、譲渡、賃貸、リースその他の方法により第三者に提供してはならない。
- (三) 乙は、本データベースの内容並びに掲載量について、甲に対して予告なしに変更してよいものとする。
- (四) 甲は、乙が中古車オークション落札データの提供者から当該データの使用について制約を課せられた場合、その他これに準じるやむを得ない事情により、乙が本データベースの提供を一部または全面的に停止しても異議申立てをしないものとする。但し、このような場合に甲は乙に対する書面による通知をもって本契約を解除することができる。
- (五) 本データベースに含まれるデータは、乙の経験と収集したデータに基づく乙の意見であり、客観的に絶対的な正確性を有するものではない。乙は甲に対して、本データベースに含まれるデータの内容については、一切損害賠償義務を負わないものとする。
- (六) 甲は、本契約が終了した場合、乙の指示に従い、自らの責任と負担により、本データベースを直ちに廃棄し、または乙に返却しなければならない。

第十二条 協議

甲及び乙は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行するものとする。本契約の規定に疑義が生じた場合、または規定に無い事態が生じた場合には、甲乙双方、信義誠実の原則に従って協議するものとする。協議によ

り紛争を解決ができない場合には、被告の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所が第一審についての専属的な裁判管轄を有するものとする。

以上の本契約を証するために本契約書を2通作成して、各自記名捺印の上、甲と乙が各1通これを所持するものとする。

年 月 日

甲

乙 愛知県名古屋市中区葵一丁目23番14号
株式会社プロトコーポレーション
代表取締役 神谷 健司